

違反行為を犯さず  
効果的な広告を出せる弁護士になる!

# Q&A

## 弁護士業務広告 の落とし穴

深澤諭史 [著]

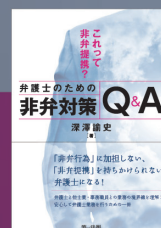
A5判/188頁 定価: 本体2,500円+税



### 本書の特色

- ◆ 弁護士が業務広告を出すに当たって、具体的にどのような方法が適切かつ違反やリスクがないか、Q&A形式で分かりやすく解説!
- ◆ 弁護士の業務広告に関する規程についての正しい知識を得ることができます!
- ◆ 違反広告とならず、かつ、依頼者から信頼され、集客に結び付くような効果的な業務広告の出し方を理解することができます!
- ◆ WEB広告を中心に、昨今頻出している違反事例やリスクを具体的なケースを通じて知ることができます!

深澤諭史 [著] 『これって非弁提携? 弁護士のための非弁対策Q&A』  
も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 基本概念からコンテンツ作成まで徹底解説！

## 目次

### 第1 弁護士業務広告とは

- 1 はじめに一本書について
- 2 広告が弁護士界にやってきた
- 3 弁護士広告の基本概念を理解する
- 4 Facebook、Twitter等のSNSと広告規制

### 第2 規制の現状

- 1 弁護士広告の規制にはどのようなものがあるか
- 2 非弁提携との関係は
- 3 違反についての調査・指導について
- 4 違反事例の現状

### 第3 よくある違反広告

- 1 はじめに一規制を遵守しながらでも良い広告はつくれる
- 2 弁護士会の記載がない
- 3 不適切実績表示
- 4 「〇〇に強い」という表現
- 5 事例の表示
- 6 名称の無断使用
- 7 国選弁護に関する不適切表示
- 8 結果を請け合う、あるいは過度な期待を抱かせる広告
- 9 「専門」表示の問題
- 10 ネットでもサクラ

### 第4 その他の注意点

- 1 立証責任の転換
- 2 広告の写しの3年間の保存義務
- 3 「営業」活動と弁護士
- 4 インターネット広告経由の相談者対応

### 第5 弁護士の「ための」注意点

- 1 広告業者の勧誘合戦
- 2 広告費用の増大に要注意
- 3 「良い」「誠実な」インターネット広告業者の見分け方
- 4 SEO対策サービスの利用は慎重に
- 5 業者の語る「問い合わせ件数」のトリック
- 6 業者に「依頼後」のこと

### 第6 良い広告・効果的な広告を目指して

- 1 広告の公益的価値と顧客獲得
- 2 弁護士がやるべきことはコンテンツの作成
- 3 コンテンツ作成に特別な技術はいらない
- 4 コンテンツ作成のコツ
- 5 依頼者の視点から

第3 よくある違反広告

#### 3 不適切実績表示

(1) 実績って何だろう

Q21 広告に「実績」を記載するときの注意点を教えてください。

A21 「実績」として表示する場合には、真に実績というに足りる程度の成果であることが必要です。特に弁護士に依頼しなくても達成できる程度の成果を実績として特別に表示することは、誤導（弁護士の業務広告に関する規程3条2号）に当たる可能性があります。弁護士に依頼したり、法律上当然に弁護士が付されたりするケースにおいて、通常の水準の弁護士であれば当然に達成できる程度の結果について実績として表示することについても同様の問題が生じ得ます。

解説

I 問題の所在

弁護士の業務広告に関する規程3条2号の「誇大又は過度な期待を禁じています」。

実績というのは、その弁護士の特別な成果を示すものです。したがって、それは弁護士に依頼をしなくても達成できるよ「誇大」であるといえますし、さらに特別なるいは特別な結果ではないのにもかかわらず

50

5 事例の表示

#### 5 事例の表示

(1) 事例の掲載と守秘義務と真実義務

Q28 過去に取り扱った事件を実例として表示することのメリットは何ですか。

Q29 過去に取り扱った事件を実績等として掲載しようと思うのですが、気をつけるべきことを教えてください。

A28 実績として表示をすれば説得力がありますし、制度や手続を説明する際は実感が湧いてわかりやすくなります。

A29 ①守秘義務に反せず、②依頼者やそれ以外の関係者の利益を害さず、さらに③虚偽広告にならないように留意すべきです。①については、当事者を匿名化し事件も抽象化することが必要です。イニシャルにするだけでは不十分でしょう。また、②についても注意が必要です。企業秘密が関係する事件や、性犯罪など特にセンシティブな事件では、依頼者が特定されない場合でも、それを想起させるような事実を明らかにすることは問題があります。一方で、実際にあった例として表示をする以上は、「基になる事件」を本当に取り扱ったという事実が必要で

詳細・お申し込みはコチラ  
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 弁護士広告QA

検索

CLICK!